

## 「人権啓発フェスティバル2025」開催業務委託仕様書

### 1 事業の目的

県民が親しみやすく、参加しやすい要素を取り入れた人権啓発イベントを開催することで、県民が人権問題について考え、正しい認識をもつ機会を提供し、県民の中に様々な人権を尊重する態度・精神を養う。

2 主催 福井県、福井地方法務局、福井県人権擁護委員連合会

3 共催 福井県教育委員会

4 後援 福井県社会福祉協議会、福井県民生委員児童委員協議会、福井県更生保護女性連盟

### 5 事業の内容

(1) 来場者想定数 1,000名

(2) 開催日時 令和7年11月30日(日) 12時30分～16時  
(12時開場)

(3) 開催場所 AOSSA (アオッサ)

① 県民ホール

② 8階 リハーサル室

③ 8階 ホワイエ

④ 8階 楽屋1～4

⑤ 7階 705、706、707会議室

\* 準備のため11月30日(日) 9時から使用可能。

\* ④⑤は、講師等控室、スタッフ控室、ステージイベント出演者等の更衣室として使用することが可能である。

### 6 委託業務内容

(1) 人権啓発フェスティバルの企画・運営

#### ①イベントのコンセプト、ネーミングの提案

・イベント全体のコンセプトについて、提案すること。

・イベントネーミングについて、県民に親しみやすい愛称を提案すること。

#### ②イベントの企画・運営

次のイベントを実施すること。企画においては、県民が関心をもち、来場したくなるような人権のテーマを取り入れ、同和問題・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・患者・犯罪被害者・性的マイノリティ(LGBT)・拉致被害者・出所者等さまざまな人権問題に対する理解を深めるイベントで構成すること。人権啓発効果を最大限に高めるため、イベントの種類に関わらず、集客力のある企画を提案すること。

ア ステージイベント(県民ホールステージ)

◎12:30～ オープニング

・ステージイベント①

◎13:00～ 表彰式(福井地方法務局が主催)

・表彰式(人権作文・ポスターコンテスト)、記念撮影

・作品朗読(2名)

◎14:05～ メインイベント

・ステージイベント②



<例>高齢者・障がい者の疑似体験等やボッチャなどのパラスポーツ等

<活動コーナーの企画・運営・設営>

・会場内に、主に園児や児童及びその家族を対象とした活動コーナーを設営すること。

<セルフフェアの企画・運営>

・セルフフェアを実施すること。セルフフェアに関しては、NPO法人福井県セルフ振興センター（TEL：0776-29-2234）へ必ず事前に連絡し、企画や運営等について調整した上で実施すること。

・セルフフェアは「8階 ホワイエ」で行うこと。

・来場者に、景品を用意すること。調達先はセルフとする。ただし、先着者限定とすることも可能とする。

ウ 会場の設営、撤去

会場全体の設営、撤去を行うこと。

\* 来場者を会場全体に誘導・回遊させられるよう配慮すること。また、ステージイベントの参加者も、展示パネルを見ることができるよう配慮すること。

\* 高齢の方、障害のある方に配慮した会場設営を示すこと。

\* 会場設営は当時30日（日）午前中に行うこと。（30日の9時から12時。県民ホール、8階リハーサル室、ホワイエ、楽屋1～4、7階705・706・707は使用可能）

\* 会場撤去はフェスティバル終了後に行い、当日17：00までに完了すること。

エ 看板やサインの製作、設営、撤去

以下の看板やサイン等の製作、設営、撤去を行うこと。

・イベント案内看板（AOSSAの出入口等に設置）

・ステージ吊看板（会場県民ホール内ステージに設置）

・館内案内図（正面入り口に1枚）

・各コーナーサイン（例：人権パネル展、〇〇コーナー）、約10枚

・その他集客および来場者に必要なサイン等

オ スタッフの配置について

以下にしたがってスタッフをフェスティバル当日に配置すること

\* 会場の駐車場に誘導スタッフ3名以上を配置し、警備業法第2条の定める警備業にあたらぬ範囲で、駐車場の誘導にあたらせること。

\* 会場の受付に受付業務に従事するスタッフを1名以上配置すること。ただしこのスタッフはイベントの内容を熟知した各社のスタッフに限る。

(2) 人権啓発フェスティバルの広報宣伝

次の広報宣伝を実施すること。

① マスメディアを利用した広報宣伝活動

多くの県民に知れ渡るよう、地元紙による広報活動を含めて企画、運営する。

② 印刷物の製作

幅広い年齢層の参加を促すようなデザインや内容により、以下の部数を製作する。

・ポスターB2 200枚

- ・チラシA4両面 5,000枚（うち当日会場配布分 500枚）
- ③ ポスター・チラシの配布・発送（効果的な掲示箇所への依頼、配布・発送）
- ④ ポスター・チラシの仕分け・梱包、配布・発送  
県が別途指示する児童数分のポスター・チラシを学校ごとに仕分け・梱包し、配布・発送すること。
- ⑤ 来場者への配布物の袋詰め  
来場者への配布物（啓発物やアンケート等）については、県が用意した手さげ袋に詰めること。  
啓発物は、県の指示による。

(3) 来場者アンケートの印刷、配布および結果入力

来場者アンケートを1,000部印刷し、啓発物等と一緒に袋詰めして来場者への配布、回収を行うこと。また、その結果を県が用意する電子ファイルに入力すること。

\* アンケート用紙の原稿作成は県が行うので、その原稿を用いること。

7 事業費の限度額

2,432千円（消費税を含む。）

8 その他の留意事項

(1) 見積書（経費配分）について、以下の事項に留意すること。

- ①上記「7 事業費」の限度額以内で見積書を作成する。
- ②経費配分が分かるように、できる限り詳細に記載する。
- ③ステージイベントに出演する講師（研修・講演・楽器演奏等を業とする者）への謝金については、合計で200千円（税込、旅費を含まず）を上限とする。ただし、着ぐるみやレンジャーショー等、謝金基準を適用しないものもあるので、県に確認すること。
- ④公務員の肩書きを有する者（大学の教授、准教授等を除く。）や学生（大学生、専門学生を含む。）に対しては、謝金を支払うことはできない（ただし、旅費および運搬費などの経費は支払うことができる。）ので留意すること。

(2) 次の費用も「7 事業費」において支払うこと。

- ①会場借上料
- ②会場設備使用料（スーパープロジェクター、要約筆記用の小型プロジェクターおよび小型スクリーン、長机、椅子、演台、マイク）  
\* 企画会社が持ち込んだ音響設備についても「7 事業費」において配分すること。

(3) 企画提案者は、人権啓発フェスティバル開催業務委託プロポーザル審査委員会にてプレゼンを行い、企画立案した内容について説明すること。日程等については、別途指示する。

(4) 企画提案やプレゼンに伴う費用は、提案者の負担とする。

(5) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格となることがある。

(6) 原則企画案通り、本事業を実施するが県からの要望がある場合は、事業内容にその要望点を適宜反映させること。